

北海道における日本脳炎ワクチンの定期予防接種化に関する

要望意見書

日本脳炎ワクチンの予防接種については、全国では原則公費により無料で実施されているが、北海道は予防接種法第5条第2項により「当該疾病の発生状況等を勘案して知事が予防接種を行う必要がないと認められる区域」として指定され、唯一定期接種の対象外となっている。

北海道医師会と北海道小児科医会では、従来から本道での定期接種化の必要性について下記の状況を背景に指摘し、日本脳炎ワクチンの定期接種化に向けた署名活動を実施したところである。

先般その署名をもとに、北海道知事と北海道議会議長に対して定期接種化を求める要望書が提出されている。

つきましては、次の事項に配慮し、北海道の全市町村において格差なく、日本脳炎ワクチンの定期接種化が実現されるよう要望する。

記

- 1 旅行のほか転勤、進学、就職等のさまざまな理由により道外に転出するケースや道内への移動が頻繁に行われていること。
- 2 日本脳炎ウイルスを媒介するコガタアカイエカの生息が確認されていないとはいえ、豚の血清抗体検査では陽性事例もみられ、地球温暖化の影響などさまざまな要因を背景に、北海道でも予防接種を受けていない方が感染する可能性が十分にあること。
- 3 現代では任意接種のため、接種にあたっては道外から転入してきた接種対象年齢にある子の保護者をはじめ、道内の接種希望者に自己負担が生じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

大空町議会議長 近藤 哲雄

【 送 付 先 】

・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三

・ 厚生労働大臣 塩 崎 恭 久

・ 財務大臣 麻 生 太 郎